

参 考 資 料

- 参考資料 1 地域医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 参考資料 2 札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更
届出先の知事への変更(答申 1)・・・・・・・・ 5
- 参考資料 3 労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大
(答申 2)・・・・ 13
- 参考資料 4 地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大
(答申 3)・・・・ 17
- 参考資料 5 J A S 法に基づく監督権限の移譲(答申 4)・・・・ 19
- 参考資料 6 水道法に基づく監督権限の移譲(答申 5)・・・・ 23

地 域 医 療 の 確 保

現 状

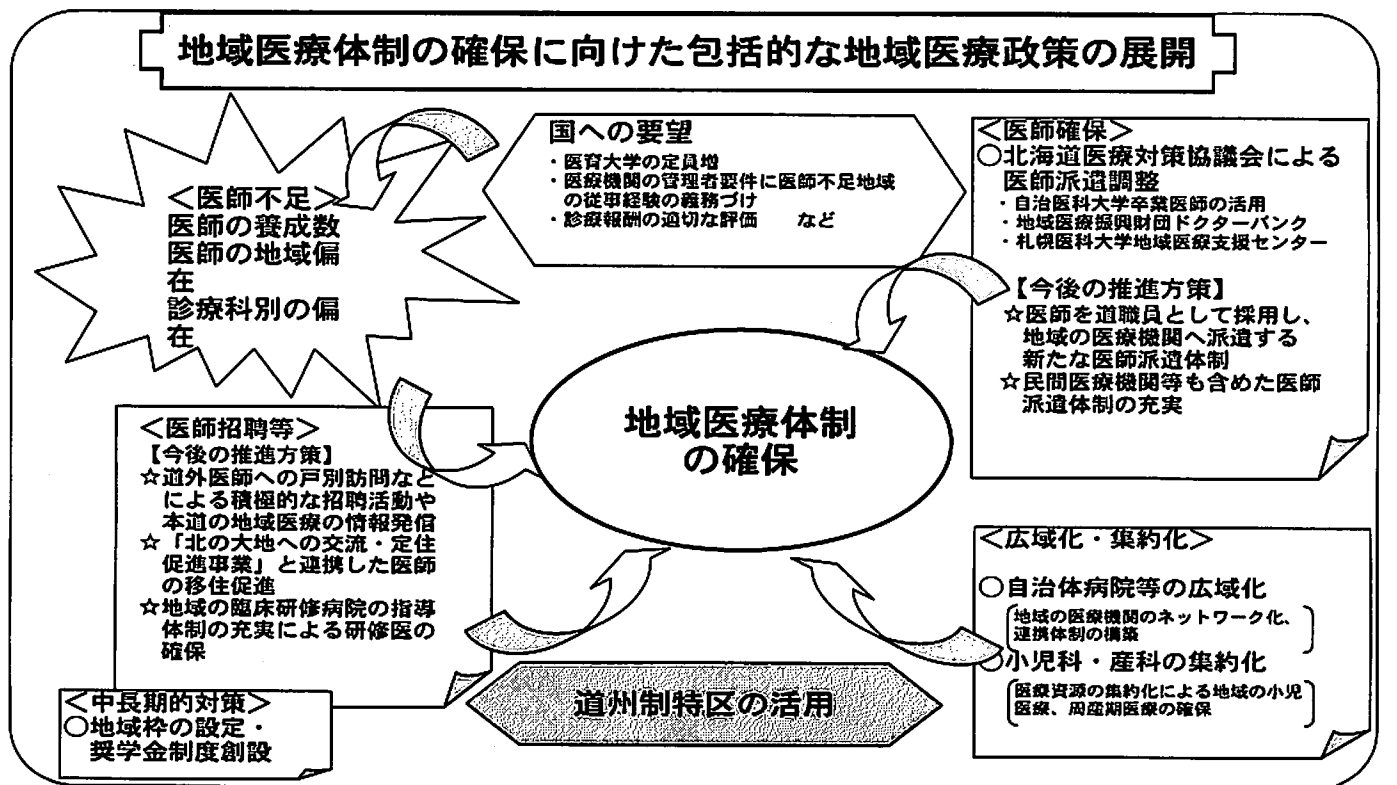
- ・本道の人口あたり医師数は、ほぼ全国平均にあるが、21の二次医療圏中、18圏域で全国平均を下回るなど、地方における医師不足が深刻化している。
 【人口10万人当たり医師数(H16)】
 全国 211.7 北海道 216.2 (根室圏 100.4 宗谷圏 105.5 日高圏 119.1)
- ・面積別では、北海道は全国よりも著しく低く、患者の移動など負担が大きい。
 【100km²あたりの医師数】
 全国 72 北海道 15 (日高圏 2 留萌圏 2 宗谷圏 2)

課 題

- ・地方における医師等の勤務しやすい環境づくりなど、医師の地方勤務を支援する取り組みが必要
- ・医育大学生、卒後臨床研修医等が地域医療への関心を高め、必要な知識・技術が修得できるよう、医師育成・臨床研修体制等を見直し、地域医療に従事する医師の増加を図ることが必要

検討の方向性

- ・医育大学の定員増
- ・地域枠の設定
- ・奨学金制度創設
- ・自治体病院等の広域化
- ・道職員として採用した医師を地域の医療機関に派遣
- ・民間病院から自治体病院等への医師派遣



地域医療確保のための道州制特区提案の検討状況

<地域医療の課題>

<「道州制特区」を活用した地域医療確保>

<提案事項の内容（再掲）>

1 医師を始めとする
医療関係者の不足・地域偏在

2 面積（地域）が広
大で人口が疎であることから、地域
全体をカバーする
医療資源が不足

地域の医療関係者の育成・配置

- I. 医育大学の定員
 - ★「公立医科大学の入学定員増」を道知事への届出に変更
 - 「公立・私立大学医療関係学部入学定員増」を道知事への届出に変更
- II. 医師の臨床研修
 - 「臨床研修病院」の道知事による指定・監督
 - 「臨床研修先」を道知事指定病院に限定
- III. 医師の派遣システム
 - ★労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大
 - ★地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大
- IV. 看護職等の養成
 - 「保健師・助産師・看護師等の学校・養成施設」の道知事による指定、監督

医療関係者の育成・配置

専門職の役割分担見直し

専門職種の役割分担見直し

- 道知事が指定する訪問看護師の業務・役割の拡大
- 道知事が指定する介護福祉士の業務・役割の拡大

地域特性に即した医療体制

- 地域救急体制の補強（道知事による緊急自動車の拡大）
- 「医療機関の医師標準数」の道知事による設定（過疎地域）

地域特性に即した医療体制

観光等
地域振興との連動

観光等地域振興との連動

- 外国人向けの外国人医師、看護師等の受け入れや海外からの医薬品の持ち込み（地域限定）

緊急提案事項

- ★「公立医科大学の入学定員増」を道知事への届出に変更
- ★労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大
- ★地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大

継続審議を要する事項

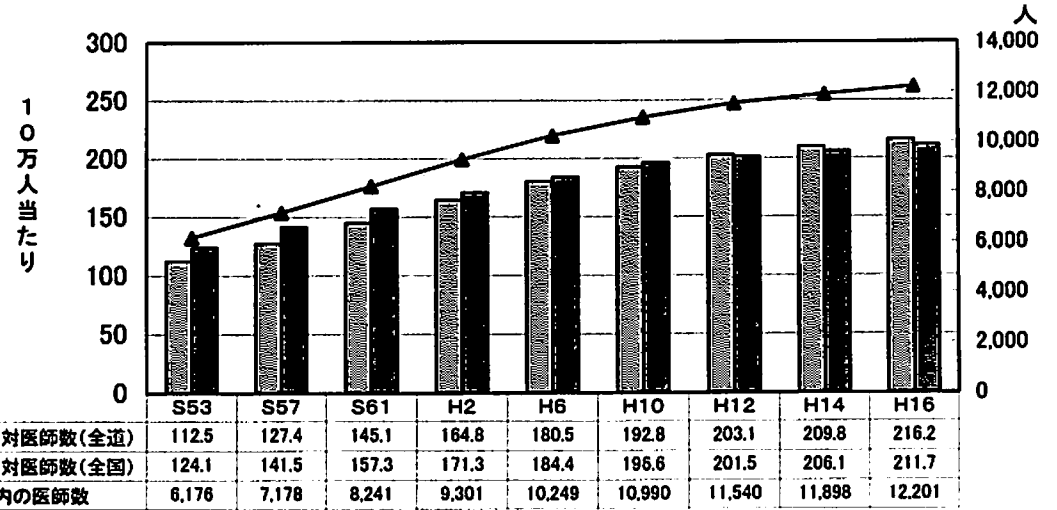
- 「公立・私立大学医療関係学部入学定員増」を道知事への届出に変更
- 「臨床研修病院」の道知事による指定・監督
- 「保健師・助産師・看護師等の学校・養成施設」の道知事による指定、監督
- 「臨床研修先」を道知事の指定病院に限定
- 道知事が指定する訪問看護師の業務・役割の拡大
- 道知事が指定する介護福祉士の業務・役割の拡大
- 地域救急体制の補強（道知事による緊急自動車の拡大）
- 「医療機関の医師標準数」の道知事による設定（過疎地域）
- 外国人向けの外国人医師、看護師等の受け入れや海外からの医薬品の持ち込み（地域限定）

地域医療の現状について

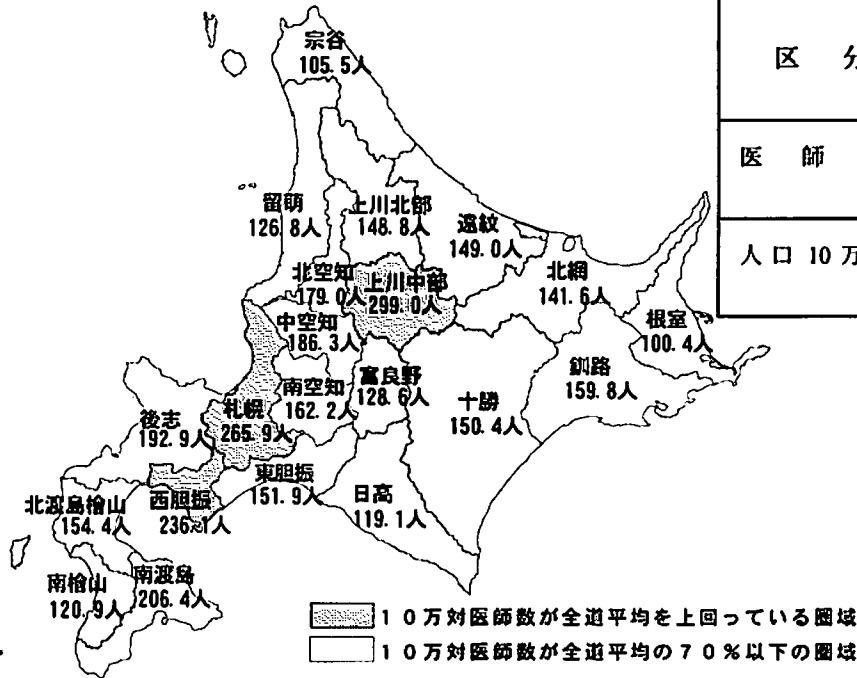
北海道

○ 本道においては、卒後臨床研修制度の影響や、開業医志向の高まりなどにより、医師の地域偏在や特定診療科の医師不足が進行しており、自治体病院などでは医師不足が極めて厳しい状況にある。

〔 本道の医師数は人口10万人当たりでは全国平均を上回っているが、地域偏在が著しく、多くの地域で医師不足の状況にある。 〕



区分	全国	北海道				
		全道	市部	町村部	最高圏域	最低圏域
医師数	270,371	12,201	11,100 (91.0%)	1,101 (9.0%)	札幌圏 6,089	南檜山圏 41
人口10万対	211.7	216.2	252.4	89.3	上川中部圏 299.0	根室圏 100.4



- 平成18年4月からの診療報酬の改正に伴い、特に地方のへき地、救急医療を担っている自治体病院では、経営状況が一層、厳しくなっている。
- こうした地域医療の崩壊の危機的状況を踏まえ、医療の基盤である地域の医師確保に向けた取組みを強化する必要がある。

北海道の医師の現状

〈人口当たり医師数〉

人口10万人あたりの医師数は札幌、上川中部、西胆振圏以外は全国平均を大きく下回る

〈面積当たり医師数〉

100km²あたりの医師数は全国平均の1/5
(医師一人がカバーする面積が5倍)

- 身近なところに医師がない。
- 患者の長距離移動の負担が大きい
- 北海道の地域医療を取り巻く環境は全国に比べ著しく厳しい



- ・面積約10km²の東京都文京区の医師数3586人に対し北海道10km²あたりの医師数は1.4人
- ・留萌圏や宗谷圏は医師1人で足立区(約53km²)に相当する面積をカバーしている計算
- ・北海道の水準では東京23区(医師数34463人の面積を医師98人でカバーしている計算

2次医療圏	医師数	人口	面積(km ²)	人口10万人 当たり医師数	100km ² 当たり 医師数	医師一人当 たり面積(km ²)	無医村地区 を有する市 町村	医師が一 人の町村
南渡島	877	424,900	2,669.5	206.4	32.9	3.0		1
南檜山	41	33,900	1,423.1	120.9	2.9	34.7	1	
北渡島檜山	65	42,100	2,473.6	154.4	2.6	38.1	3	
札幌	6,089	228,900	3,539.9	265.9	172.0	0.6		3
後志	486	252,000	4,305.8	192.9	11.3	8.9	7	6
南空知	319	196,700	2,563.2	162.2	12.4	8.0		
中空知	243	130,400	2,161.0	186.3	11.2	8.9		1
北空知	75	41,900	1,834.1	179.0	4.1	24.5		2
西胆振	493	208,800	1,356.2	236.1	36.4	2.8	2	
東胆振	330	217,200	2,341.8	151.9	14.1	7.1		
日高	98	82,300	4,812.0	119.1	2.0	49.1	2	1
上川中部	1,235	413,100	3,471.1	299.0	35.6	2.8		2
上川北部	115	77,300	4,197.4	148.8	2.7	36.6	4	4
宮内野	62	48,200	2,183.7	128.6	2.8	35.2		1
留萌	79	62,300	4,019.9	126.8	2.0	50.9	3	2
宗谷	80	75,800	4,050.8	105.5	2.0	50.6	3	1
北網	346	244,300	5,542.3	141.6	6.2	16.0	3	
遠紋	124	83,200	5,148.3	149.0	2.4	41.5	5	3
十勝	532	353,800	10,827.6	150.4	4.9	20.4	6	2
釧路	427	267,200	5,997.4	159.8	7.1	14.0	7	
根室	85	84,700	3,540.2	100.4	2.4	41.6	1	
全道	12,201	5,644,000	83,456.2	216.2	14.6	6.8	47	29
全国	270,371	127,687,000	377,923.1	211.7	71.5	1.4		
東京都	34,463	12,514,855	2,102.4	278.4	1639.2	0.1		

医師数、人口：16年12月末現在 面積18年10月1日現在

道内医育 大学定員増に向けた動き

区 分	現 行	H20 以 降
イメージ図		
地域 枠	奨学金なし	<p>一般枠 推薦枠</p> <p><札幌医大> 道内高卒者を対象とする一般推薦選抜 (H9 ~ 10人、H14 ~ 20人)</p>
	勤務地域 限定推薦	<p><旭医大> 道北・道東の出身者に絞り、卒業後に指定地域での臨床研修を義務付ける特別推薦枠 (奨学金と連動せず) → H21 : 50人?</p>
	特別推薦枠 (奨学金連動)	<p><札幌医大> 道内高卒者について、奨学金貸与制度と併せて義務年限9年間うち5年間、医対協指定の地域で勤務した場合は返還免除。</p>
定員 増	<p><医療行政> 中長期的視点 に立った医師 養成数の増</p>	<p>[文科省方針] 国の緊急医師確保対策の一環として、都道府県の奨学金の設定を条件として一律5人 [偏在が深刻な北海道は15人(α+β)]の医学部定員増</p>
増	<p><地方分権> 国の関与の 縮小・廃止</p>	<p>道州制特区提案 国の関与を縮小・廃止する観点から、学則変更の届出受理権限を文部科学省から北海道に移譲する</p>
	<p><医育大学の定員増> ・公立大学法人 (札幌医大) → 文科省への届出 ・国立大学法人 (北大・旭医大) → 文科省の認可</p>	

道内3医育大学 定員の推移

	北海道大学 医学部	旭川医科大学 医学部	札幌医科大学 医学部	
S45	100		80	
S46				
S47				
S48	120	(↓S48. 9. 29開学)	100	
S49		100		
S50				
S51				
S52		120		
S53				
S54				
S55				
S56				
S57				
S58		100		100
S59				
S60				
S61				
S62				
S63				
H01				
H02				
H03	100			
H04				
H05				
H06				
H07				
H08				
H09				
H10				
H11				
H12		95	95	
H13				
H14	95(5)	95(5)		
H15		90(5)		
H16		90(10)		
H17				
H18				
H19				

- * 各年度の「北海道学校一覧（北海道教育庁編）」に基づき作成。
- * 表中の()は、3年次編入定員[北大]及び2年次後期編入定員[旭医大]で外数。
- * 昭和44年以前のデータについては、上記調査において調査対象外であったため、不明。

(参考)

財政構造改革の推進について 一抄一

平成9年6月3日
閣 議 決 定

財政構造改革については、政府・与党財政構造改革会議「財政構造改革の推進方策」に沿って次のように決定し、着実かつ強力に推進することとする。

記

1. 社会保障

(1) 医療については、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内とすることの基本方針を堅持し、今後、医療提供体制及び医療保険制度の両面にわたる抜本的構造改革を総合的かつ段階的に実施する。

④ 医療提供体制について、大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ、引き続き、医学部定員の削減に取り組む。あわせて、医師国家試験の合格者数を抑制する等の措置により医療提供体制の合理化を図る。地域差を考慮しつつ全体として病床数の削減を推進し、もって医療環境の改善も図ることとする。医療機関の機能分担や連携を進め、患者が必要な場合にふさわしい医療機関にかかるという流れをつくる。

確 認 書

下記事項を確認する。

記

1. 医師不足県における医師養成数の暫定的な調整の容認

地域間の偏在により一部の地域における医師の不足が深刻な現下の状況にかんがみ、医師の不足が特に深刻と認められる県(注)において、当該県内への医師の定着を目的として、平成20年度からの最大10年間に限り、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、10名を限度として、現行の当該県内における医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認する。

この場合には、以下を条件とする。

イ 当該県が、奨学金の拡充など実効性ある医師の地域定着策を実施すること。

ロ この措置に基づき暫定的な養成数の調整を行った県において、養成増に見合っただけで医師の定着数の増加が図られずと認められる場合に限り、前倒しの趣旨にかかわらず、当該暫定措置の終了後も、当該県における現行の養成数(暫定措置を講じる前の養成数)を維持できること。

この方針の下での当該県の取組を前提として、関係審議会において、大学の具体的な定員の在り方について検討を行った上で大学の定員増の申請の審査を行う。

(注) 本措置の対象となる県(人口当たり医師数及び面積当たり医師数において医師の確保が十分にできていないと認められる県)：
青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重

2. 自治医科大学における暫定的な定員の調整の容認

自治医科大学において、全国知事会及び自治医科大学による地域定着率の向上策など更なる地域医療貢献策の実施を条件として、平成20年度からの最大10年間に限り、10名を限度として、定員に上乗せする暫定的な調整に係る申請を容認する。

この場合において、医学部生の暫定的な定員増は、医師不足が認められる都道府県に対し行うものとする。

具体的には、関係審議会において、大学の具体的な定員の在り方について検討を行った上で大学の定員増の申請の審査を行う。

3. 医学部定員の削減等

「財政構造改革の推進について」(平成9年6月3日閣議決定)の趣旨を踏まえ、引き続き、医学部定員の削減等に取り組む。

平成18年8月31日

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

緊急医師確保対策について

平成19年5月31日
政府・与党19高医教第12号
平成19年9月3日

医学部を置く各国公立大学長 殿

文部科学省高等教育局医学教育課長



(印影印刷)

『「緊急医師確保対策」に関する取組について』について (通知)

文部科学省では、本年5月31日に取りまとめられた政府・与党の「緊急医師確保対策」を受け、医師の確保が困難な地域における医師の確保等の諸課題について、関係省庁と連携し、具体的な取組について検討を行ってまいりました。

その結果、去る8月30日に地域医療に関する関係省庁連絡会議（総務省、文部科学省、厚生労働省）において、医師確保のための総合的な対策（『「緊急医師確保対策」に関する取組について』）が取りまとめられましたので、別添のとおり送付いたします。

貴職におかれましては、地域医療を担う医師の養成の推進、医学部における地域枠の拡充など、ここに挙げられた諸施策の推進をはじめとして、地域における医師の確保のために特段の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【別添資料】

○緊急医師確保対策全般

別添1 「緊急医師確保対策について」

別添2 「緊急医師確保対策」に関する取組について

○医学部の定員増関係

別添3 「緊急医師確保対策」に基づく医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進に関するQ&A（大学向け）

別添4 「緊急医師確保対策」に基づく医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進に関するQ&Aの送付について（厚生労働省事務連絡）

別添5 緊急医師確保対策に基づく医師養成数増のスケジュール

別添6 「緊急医師確保対策」に関する説明会の開催について

別添7 医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 第二次報告

【国立大学向け】

別添8 「緊急医師確保対策」に基づく国立大学医学部における期間を付した定員増に係る手続き等について（事務連絡）

【公私立大学向け】

別添9 「緊急医師確保対策」に基づく公私立大学医学部における期間を付した定員増に係る手続き等について（事務連絡）

医師確保対策については、平成19年度予算においても、その拡充を図り、新たな対策を進めている。しかしながら、全国各地の医師不足を訴える声は日増しに大きくなっている。その声を深刻に受け止め、地域に必要な医師を確保していかなければならない。

医療は地域生活に欠くべからざるものであり、誰もが地域で必要な医療を受けられるよう、また、地域の医療に従事する方々が働きがいのある医療現場をつくっていけるよう、万全を期したい。

このため、「地域の医療が改善されたと実感できる」実効性のある更なる以下の緊急対策を講じる。

1. 医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時的医師派遣システムの構築
医師不足地域に対し、都道府県からの求めに応じ、国レベルで緊急臨時的な医師の派遣を行う体制を整備する。上記の実施に伴い、規制緩和等の所要の措置を講じる。
2. 病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等
病院勤務医の過重労働を解消するため、交代勤務制など医師の働きやすい勤務環境の整備、医師、看護師等の業務分担の見直し、助産師や医療補助者等の活用を図る。また、特に勤務が過重で、深刻な医師不足の現状にある地域医療を支える病院への支援を充実する。さらに、一次救急を含めて地域医療を担う総合医の在り方について検討する。
3. 女性医師等の働きやすい職場環境の整備
出産や育児による医師等の離職を防止し、復職を促すため、院内保育所の整備など女性の働きやすい職場環境の整備を図るとともに、女性医師の復職のための研修等を実施する病院等への支援や女性医師バンクの体制を充実する。
4. 研修医の都市への集中の是正のための臨床研修病院の定員の見直し等
大学病院を含む医師臨床研修病院の臨床研修制度の在り方や定員の見直し等を行うことにより、都市部の病院への研修医の集中の是正に取り組む。また、臨床研修後の専門医に向けた研修の在り方についても、地域医療への従事や医師派遣の仕組みと関連付けて検討する。
5. 医療リスクに対する支援体制の整備
産科補償制度の早期実現や、診療行為に係る死因究明制度（医療事故調査会）の構築など、医療リスクに対する支援体制を整備する。
6. 医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進
地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加を行う。さらに、地域の医療に従事する医師数の増加を図るため、医学部における地域枠の拡充を図るとともに、医師養成総数が少ない県においては、医師の養成数を増加させる。また、臨床医を養成する医育機関の在り方についても検討する。

照会先：文部科学省高等教育局医学教育課
課長補佐 田中（内線2507）
企画係長 佐藤（内線2509）
（代表）03-5253-4111
（直通線）03-6734-3306

21年度から定員増を実施する場合

緊急医師確保対策に基づく医師養成数増のスケジュール

20年度から定員増を実施する場合(公立大学のみ)

県の取組(厚労省)

大学の地域定着策(文科省)を事前チェック

届出書類(文科省)

※下記の届出書類の提出の1ヶ月程度前には、
県・大学はそれぞれ厚労省・文科省への協議を開始すること

届出書類の提出

19年12月末まで
※実際には募集要項公表前

募集要項の公表

19年12月15日まで
※実際には10~11月には公表

県と大学の調整

対象大学の決定

両省に連絡

【文科省】告示で対象大学を追加(私立のみ)

①県の取組(厚労省)

②大学の地域定着策(文科省)を事前チェック

③大学の申請・届出書類(文科省)

※下記の申請・届出書類の提出の1ヶ月(③については1~2ヶ月)程度前には、
県・大学はそれぞれ厚労省・文科省への協議を開始すること

20年3月
末まで

申請書提出(国・私立)

設置審査6月(末頃認可)

20年7月末まで
※実際には大学によって異なる

選抜要項の公表

どちらのタイミン
グで出してもよい

20年6月
末まで

申請書提出(国・私立)

設置審査8月(末頃認可)

20年12月末まで

届出書類の提出(公立)

※実際には募集要項公表前に提出

20年12月中旬まで

募集要項の公表

※実際には10~11月には公表

札幌医科大学の定員自由化 <新旧対照表>

区分	現 行	権 限 移 譲 後															
イメージ図	<p>【定員増の手続き】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">国立大学</th> <th style="width: 33%;">公立大学</th> <th style="width: 33%;">私立大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 中期計画 変更 文科大臣 の認可 </td> <td style="padding: 5px;"> ・学 則 変 更 ・文科大臣 への届出 (国) </td> <td style="padding: 5px;"> ・学 則 変 更 ・文科大臣 の認可 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> (国立大学 法人法 § 31) </td> <td style="padding: 5px;"> (学校教育 法施行令 § 26 ①Ⅲ) </td> <td style="padding: 5px;"> (学校教育 法 § 4 ①Ⅰ、 同法施行令 § 23・11号) </td> </tr> </tbody> </table>	国立大学	公立大学	私立大学	中期計画 変更 文科大臣 の認可	・学 則 変 更 ・文科大臣 への届出 (国)	・学 則 変 更 ・文科大臣 の認可	(国立大学 法人法 § 31)	(学校教育 法施行令 § 26 ①Ⅲ)	(学校教育 法 § 4 ①Ⅰ、 同法施行令 § 23・11号)	<p>【定員増の手続き】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">公立大学</th> <th style="width: 60%;">→ (参考) 札幌医大は地方独立行政法人 (H19.4 ~)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 学 則 変 更 ・知 事 への届出 (道) </td> <td style="padding: 5px;"> 設立・定款・・・総務大臣・文科大臣の認可 (法 § 7、§ 8 ②) ↓ 業務方法書・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 22 ①) ↓ 中期目標・・・設立団体の長が定め法人に指示 作成・変更 (法 § 25 ①) ↓ 中期計画・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 26 ①) ↓ 年度計画・・・設立団体の長に届出 作成・変更 (法 § 27 ①) </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 10px;"> (法：地方独立行政法人法 設立団体の長：札幌医大の場合には北海道知事) </td> </tr> </tbody> </table>	公立大学	→ (参考) 札幌医大は地方独立行政法人 (H19.4 ~)	学 則 変 更 ・知 事 への届出 (道)	設立・定款・・・総務大臣・文科大臣の認可 (法 § 7、§ 8 ②) ↓ 業務方法書・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 22 ①) ↓ 中期目標・・・設立団体の長が定め法人に指示 作成・変更 (法 § 25 ①) ↓ 中期計画・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 26 ①) ↓ 年度計画・・・設立団体の長に届出 作成・変更 (法 § 27 ①)		(法：地方独立行政法人法 設立団体の長：札幌医大の場合には北海道知事)
国立大学	公立大学	私立大学															
中期計画 変更 文科大臣 の認可	・学 則 変 更 ・文科大臣 への届出 (国)	・学 則 変 更 ・文科大臣 の認可															
(国立大学 法人法 § 31)	(学校教育 法施行令 § 26 ①Ⅲ)	(学校教育 法 § 4 ①Ⅰ、 同法施行令 § 23・11号)															
公立大学	→ (参考) 札幌医大は地方独立行政法人 (H19.4 ~)																
学 則 変 更 ・知 事 への届出 (道)	設立・定款・・・総務大臣・文科大臣の認可 (法 § 7、§ 8 ②) ↓ 業務方法書・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 22 ①) ↓ 中期目標・・・設立団体の長が定め法人に指示 作成・変更 (法 § 25 ①) ↓ 中期計画・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 26 ①) ↓ 年度計画・・・設立団体の長に届出 作成・変更 (法 § 27 ①)																
	(法：地方独立行政法人法 設立団体の長：札幌医大の場合には北海道知事)																
法令制度	<p>○公立大学の定員増 ・学則変更であり、文科大臣への届出が必要</p>	<p>【特区提案】 ○学則変更の届出先を文科大臣から知事へ変更 (学校教育法施行令 § 26 ①Ⅲ)</p>															

○ 学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抄）

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二～三 (略)

2～5 (略)

○ 学校教育法施行令（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）（抄）

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二十三条 法第四条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十 (略)

十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長、都道府県知事及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

一 名称を変更しようとするとき。

二 位置を変更しようとするとき。

三 学則（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第二十七条の二において同じ。）の広域の通信制の課程に係るものを除く。）を変更したとき。

2～4 (略)

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五）（抄）

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第一条 文部科学大臣は、大学・・・に関する学校教育法・・・第四条第一項の認可・・・の申請に対しては、・・・次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 (略)

二 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の要請に係る大学等の設置又は収容定員増でないこと。

2 (略)

○ 国立大学法人法（平成十五年七月十六日法律第百十二号）（抄）

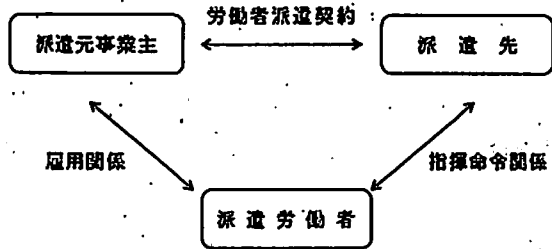
（中期計画）

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 (略)

労働者派遣事業とは・・・

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。



この定義に当てはまるものは、その事業として行っている業務が後述の適用除外業務に該当するか否かにかかわらず、労働者派遣事業に該当し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」といいます。）の適用を受けます。

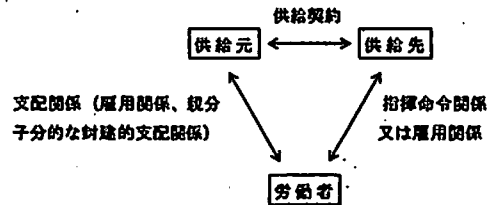
(注) 1 労働者供給事業との関係

労働者派遣事業は、昭和61年の労働者派遣法の施行に伴い改正される前の職業安定法第44条によって労働組合が厚生労働大臣の許可を受けて無料で行う場合を除き、全面的に禁止されていた労働者供給事業（下図(1)参照）の中から、供給元と労働者との間に雇用関係があり、供給先と労働者との間に指揮命令関係しか生じさせないような形態を取り出し、種々の規制の下に適法に行えることとしたものです。

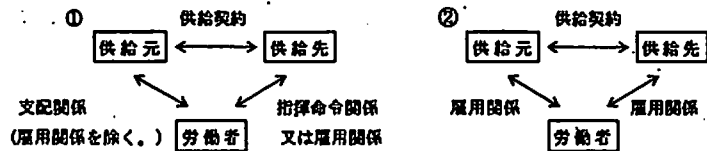
したがって、残りの形態（下図(2)参照）①のように供給元と労働者との間に雇用関係のないもの、及び②のように供給元と労働者との間に雇用関係がある場合であっても、供給先に労働者を雇用させることを約して行われるものについては、従前どおり、労働者供給事業として職業安定法第44条に基づき全面的に禁止されています。

(労働者供給事業)

(1) 法施行前



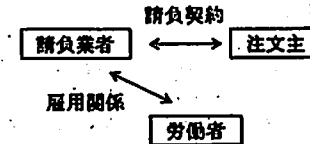
(2) 法施行後



2 請負との関係

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの（民法第632条）ですが、労働者派遣との違いは、請負には、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にあります。

(請負により行われる事業)



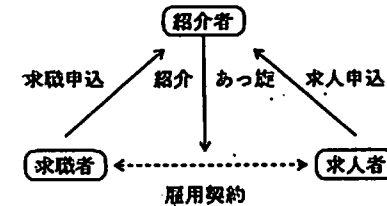
ところが、この区分の実際の判断は、必ずしも容易でないことから、この判断を明確に行うことができるように「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示第37号）が定められています。

3 有料職業紹介事業との関係

職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受けて、求人者と求職者の間における雇用関係の成立をあっ旋することをいいます（下図参照）。この場合、あっ旋とは、求人者と求職者との間に介在し、雇用関係の成立が容易に行われるよう第三者として便宜を図ることをいいます。

手数料又は報酬を受けて行う職業紹介を有料職業紹介といい、職業安定法第30条の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り、有料職業紹介事業を行うことができます。

(職業紹介事業)



労働者派遣事業、労働者供給事業、有料職業紹介事業については、このように、それぞれの許可等の要件を満たしたものが、許可等を受けた場合に行うことができるものです。

労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大 <新旧対照表>

【民→民の医師派遣】

区 分	現 行	権 限 移 譲 後						
労働者派遣法 (民 → 民)	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 民間医師（民間派遣会社・民間病院の勤務医） </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> ↓ <派遣の可否> ○ </div> <div style="text-align: center;"> ↓ × </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 厚生労働省令で規定する 「へき地」所在病院 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 左記以外の9市 3町に所在病院 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;"> 道 内 26市 130町 12村 </td> <td style="padding: 10px;"> 札幌市・江別市 恵庭市・北広島市 小樽市・滝川市 室蘭市・登別市 苫小牧市・東川町 東神楽町 上富良野町 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 人口： 約 300万人 </td> <td style="padding: 5px;"> 人口：約 260万人 </td> </tr> </table>	厚生労働省令で規定する 「へき地」所在病院	左記以外の9市 3町に所在病院	道 内 26市 130町 12村	札幌市・江別市 恵庭市・北広島市 小樽市・滝川市 室蘭市・登別市 苫小牧市・東川町 東神楽町 上富良野町	人口： 約 300万人	人口：約 260万人	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 民間医師（民間派遣会社・民間病院の勤務医） </div> <div style="text-align: center;"> ↓ <派遣の可否> ○ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">道内の実情に応じ</p> <p style="text-align: center;">道条例で市町村を決定 (180市町村)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">人口： 約 560万人</p> </div>
厚生労働省令で規定する 「へき地」所在病院	左記以外の9市 3町に所在病院							
道 内 26市 130町 12村	札幌市・江別市 恵庭市・北広島市 小樽市・滝川市 室蘭市・登別市 苫小牧市・東川町 東神楽町 上富良野町							
人口： 約 300万人	人口：約 260万人							
法令制度	<p>○医師派遣は原則禁止（労働者派遣法施行令第2①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、厚生労働省令で定める「へき地」にある病院へは派遣が認められているが、道内では一部の市町が対象外。 	<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行令第2②で規定する「へき地」について、北海道においては道条例で定めることとする。 						

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年七月五日法律第八十八号）（抄）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）
- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）
- 三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節、第二十三条第二項及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でない認められる業務として政令で定める業務

2～3 （略）

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年四月三日政令第九十五号）

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合を除く。）とする。

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）

二～八 （略 … 歯科医、薬剤師、保健師助産師看護師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士）

2 前項のへき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村とする。

- 一～七 （略 … 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、沖縄振興特別措置法）

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年三月三十一日厚生労働省令第七十号）（抄）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村は、次の表のとおりとする。

（表 略）

地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大 <新旧対照表>

【公→民の医師派遣】

区 分	現 行	権 限 移 譲 後																																																								
地方公務員派遣法 (公 → 民)	<div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">地方公務員医師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><派遣の可否> ○ × ×</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin: auto; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医療法人</th> <th>会 社</th> <th>個 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間の病院・診療所</td> <td style="text-align: center;">1,807</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">1,169</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">病 院</td> <td style="text-align: center;">395</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一般診療所</td> <td style="text-align: center;">1,412</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">1,139</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(H17.10)</p> <p style="text-align: center;">※ 条例で個別に派遣先団体を定める必要</p> </div>	地方公務員医師				↓	↓	↓		<派遣の可否> ○ × ×				区 分	医療法人	会 社	個 人	民間の病院・診療所	1,807	33	1,169	病 院	395	3	30	一般診療所	1,412	30	1,139	<div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">地方公務員医師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><派遣の可否> ○ ○ ○</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin: auto; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医療法人</th> <th>会 社</th> <th>個 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間の病院・診療所</td> <td style="text-align: center;">1,807</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">1,169</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">病 院</td> <td style="text-align: center;">395</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一般診療所</td> <td style="text-align: center;">1,412</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">1,139</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(H17.10)</p> <p style="text-align: center;">※ 条例で個別に派遣先団体を定める必要</p> </div>	地方公務員医師				↓	↓	↓		<派遣の可否> ○ ○ ○				区 分	医療法人	会 社	個 人	民間の病院・診療所	1,807	33	1,169	病 院	395	3	30	一般診療所	1,412	30	1,139
地方公務員医師																																																										
↓	↓	↓																																																								
<派遣の可否> ○ × ×																																																										
区 分	医療法人	会 社	個 人																																																							
民間の病院・診療所	1,807	33	1,169																																																							
病 院	395	3	30																																																							
一般診療所	1,412	30	1,139																																																							
地方公務員医師																																																										
↓	↓	↓																																																								
<派遣の可否> ○ ○ ○																																																										
区 分	医療法人	会 社	個 人																																																							
民間の病院・診療所	1,807	33	1,169																																																							
病 院	395	3	30																																																							
一般診療所	1,412	30	1,139																																																							
法令制度	○派遣先対象が限定（地方公務員法派遣法 § 2） ・公益法人、特別の法律により設立された法人、自治体 が出資した特定法人。 ・他に政令で医療法人が認められている。	【特区提案】 ・法 § 2 ①に規定する派遣先に医療法人以外の個人・会 社経営の病院・診療所を追加する。																																																								

○ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年四月二十六日法律第五十号）（抄）

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項 に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体（以下この項及び第三項において「公益法人等」という。）のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
- 二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条 に規定する一般地方独立行政法人
- 三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの
- 四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項 に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

2～4 （略）

○ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年十二月二十日政令第五百二十三号）（抄）

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 医療法人
- 二～八十六 （略）
- 八十七 日本赤十字社
- 八十八～百二十五 （略）

○ 医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十四条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

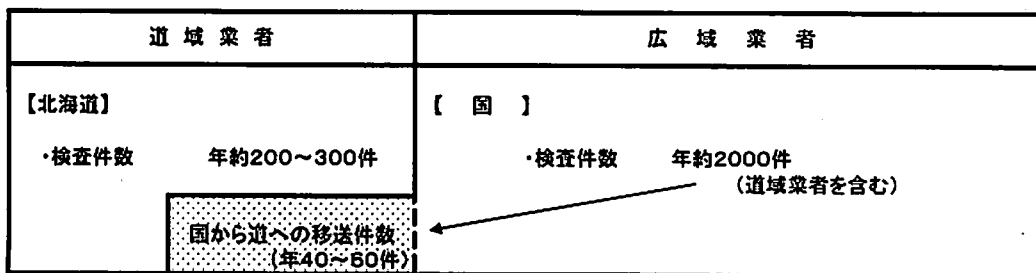
2～5 （略）

J A S 法に基づく監督権限の移譲
 <食品表示に関する行政権限の分担>

1 現行の分担

根拠法令	事業者 事務	道域業者		広域業者(事務所等が2都道府県以上にある)							
		主たる事務所 ・事業所 ・工場 ・店舗 が道内のみ		主たる事務所が道内				主たる事務所が道外			
				道外にある		道内にある					
				・事業所 ・工場 ・店舗等		・事業所 ・工場 ・店舗等		・事業所 ・工場 ・店舗等		・事業所 ・工場 ・店舗等	
法 5 19 の 14 ③	措置命令	a	国	国							
令 5 11 ① 1号	指示	b	道知事	国							
令 5 11 ① 2号	報告徴収	c	道知事 国	道知事 国	道知事 国	道知事 国	他県知事 国	他県知事 国	他県知事 国	他県知事 国	
令 5 11 ① 3号	立入検査	d	道知事 国	道知事 国	他県知事 国	他県知事 国	道知事 (道内限り)	国	他県知事 国	他県知事 国	
令 5 11 ① 4号	申出(通報) の受理、調査	e	道知事 国	道知事 国	道知事 国	道知事 国	他県知事 国	他県知事 国	他県知事 国	他県知事 国	

○ 北海道内における立入検査事務等の状況



(道域業者について国から道へ)
年40~60件

戻戻案件の移送

(広域業者について道から国へ)
年1~2件

★ 国において調査・報告聴取や立入検査を実施した疑義案件(道域業者に係るもの)の移送を受けた場合に、道では、業者に対し責任をもって公正な指導・指示等を行うため、道として再度、調査・報告聴取や立入検査を実施している。

2 権限移譲後

根拠法令	事業者 事務	道域業者		広域業者(事務所等が2都道府県以上にある)							
		主たる事務所 ・事業所 ・工場 ・店舗 が道内のみ		主たる事務所が道内				主たる事務所が道外			
				道外にある		道内にある					
				・事業所 ・工場 ・店舗等		・事業所 ・工場 ・店舗等		・事業所 ・工場 ・店舗等		・事業所 ・工場 ・店舗等	
法 5 19 の 14 ③	措置命令	a	道知事	国							
令 5 11 ① 1号	指示	b	道知事	国							
令 5 11 ① 2号	報告徴収	c	道知事 道知事	道知事 国	道知事 国	道知事 国	道知事 国	他県知事 国	他県知事 国	他県知事 国	他県知事 国
令 5 11 ① 3号	立入検査	d	道知事 道知事	道知事 国	他県知事 国	他県知事 国	道知事 (道内限り)	国	他県知事 国	他県知事 国	
令 5 11 ① 4号	申出(通報) の受理、調査	e	道知事 道知事	道知事 国	道知事 国	道知事 国	道知事 国	他県知事 国	他県知事 国	他県知事 国	

道州制特区法により道に権限移譲を求めるもの



◎ 効果	<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲により、道内のみ本社と工場等を構える業者については、北海道が通報受理から是正まで責任を持って迅速かつ効率的に対応することができるようになる。 ・また、疑義案件の移送により生じていた立入検査等の重複の解消が図られることになり、行政の効率化に寄与することができる。
------	--

ＪＡＳ法に基づく監督権限の移譲 <新旧対照表>

区分	現 行	権 限 移 譲 後																														
イメージ図	<p>【道域業者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置命令</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>指示</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>報告徴収</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>申出受理・調査</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	基準	国	道	措置命令	○	×	指示	×	○	報告徴収	○	○	立入検査	○	○	申出受理・調査	○	○	<p>【道域業者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置命令</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>指示</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>報告徴収</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>申出受理・調査</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	基準	道	措置命令	○	指示	○	報告徴収	○	立入検査	○	申出受理・調査	○
基準	国	道																														
措置命令	○	×																														
指示	×	○																														
報告徴収	○	○																														
立入検査	○	○																														
申出受理・調査	○	○																														
基準	道																															
措置命令	○																															
指示	○																															
報告徴収	○																															
立入検査	○																															
申出受理・調査	○																															
指導・監督体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制</td> <td>農政事務所</td> <td>本庁、14支庁</td> </tr> <tr> <td>検査件数</td> <td>2,000件超/年 (広域業者、道域業者)</td> <td>200～300件/年 (道域業者)</td> </tr> <tr> <td>移送件数</td> <td>1～2件/年 (道から)</td> <td>40～60件/年 (国から)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	国	道	体制	農政事務所	本庁、14支庁	検査件数	2,000件超/年 (広域業者、道域業者)	200～300件/年 (道域業者)	移送件数	1～2件/年 (道から)	40～60件/年 (国から)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制</td> <td>本庁、14支庁</td> </tr> <tr> <td>検査件数</td> <td>件/年 (道域業者、広域業者)</td> </tr> <tr> <td>移送件数</td> <td>なし (国から)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	道	体制	本庁、14支庁	検査件数	件/年 (道域業者、広域業者)	移送件数	なし (国から)										
項目	国	道																														
体制	農政事務所	本庁、14支庁																														
検査件数	2,000件超/年 (広域業者、道域業者)	200～300件/年 (道域業者)																														
移送件数	1～2件/年 (道から)	40～60件/年 (国から)																														
項目	道																															
体制	本庁、14支庁																															
検査件数	件/年 (道域業者、広域業者)																															
移送件数	なし (国から)																															
法令制度 (財 源)	<p>○道域業者</p> <p>・申出受理・立入検査・報告徴収の権限が道のほか国にも存在するとともに、道には措置命令の権限がない（ＪＡＳ法§ 19-14③、同法施行令§ 11）。</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○道域業者</p> <p>・申出受理から指示・措置命令に至るまで、一貫して道のみが対応できるよう業者に対する監督権限を道に一本化する（ＪＡＳ法§ 19-14③、同法施行令§ 11）。</p> <hr/> <p>【財源移譲】</p> <p>○ 国において、現に実施している道域業者に係る申出受理から指示・措置命令に至るまでの経費（事務費・人件費）について、交付金として財源移譲を求める。</p>																														

○ <JAS法> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年五月十一日法律第七十五号）（抄）

（表示に関する指示等）

第十九条の十四 農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前条第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 農林水産大臣は、前二項の指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第二十条 （略）

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～4 （略）

（農林水産大臣に対する申出）

第二十一条 何人も、次に掲げる場合には、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

一 格付の表示を付された農林物資が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

二 農林物資の品質に関する表示又は指定農林物資に係る名称の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき。

2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九条の二（第十九条の六第三項において準用する場合を含む。）及び第十九条の十三から第十九条の十六までに規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（都道府県が処理する事務等）

第二十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

○ <JAS法施行令> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年八月三十一日政令第二百九十一号）

（都道府県が処理する事務）

第十一条 第一号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務でその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に関するものは当該都道府県の知事が、第二号及び第四号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資（以下この項において「表示基準設定農林物資」という。）の製造業者等に関するものは当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が、第三号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で表示基準設定農林物資の製造業者等に関するものは当該製造業者等の工場、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、第二号から第四号までに掲げる農林水産大臣の権限に属する事務（第二号及び第三号に掲げるものにあつては、法第十九条の十四の規定の施行に関し必要と認められる場合に限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十九条の十四第一項及び第二項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務

二 法第二十条第二項に規定する報告の徴収に関する農林水産大臣の権限に属する事務

三 法第二十条第二項に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限に属する事務

四 法第二十一条第一項に規定する申出の受理及び同条第二項に規定する調査に関する農林水産大臣の権限に属する事務（農林物資の品質に関する表示に係るものに限る。）

2～6 （略）

水が届くまで



水源
ダムや川などの水道水の元となる水(原水)のある所です。

取水
水源から原水を取り入れます。

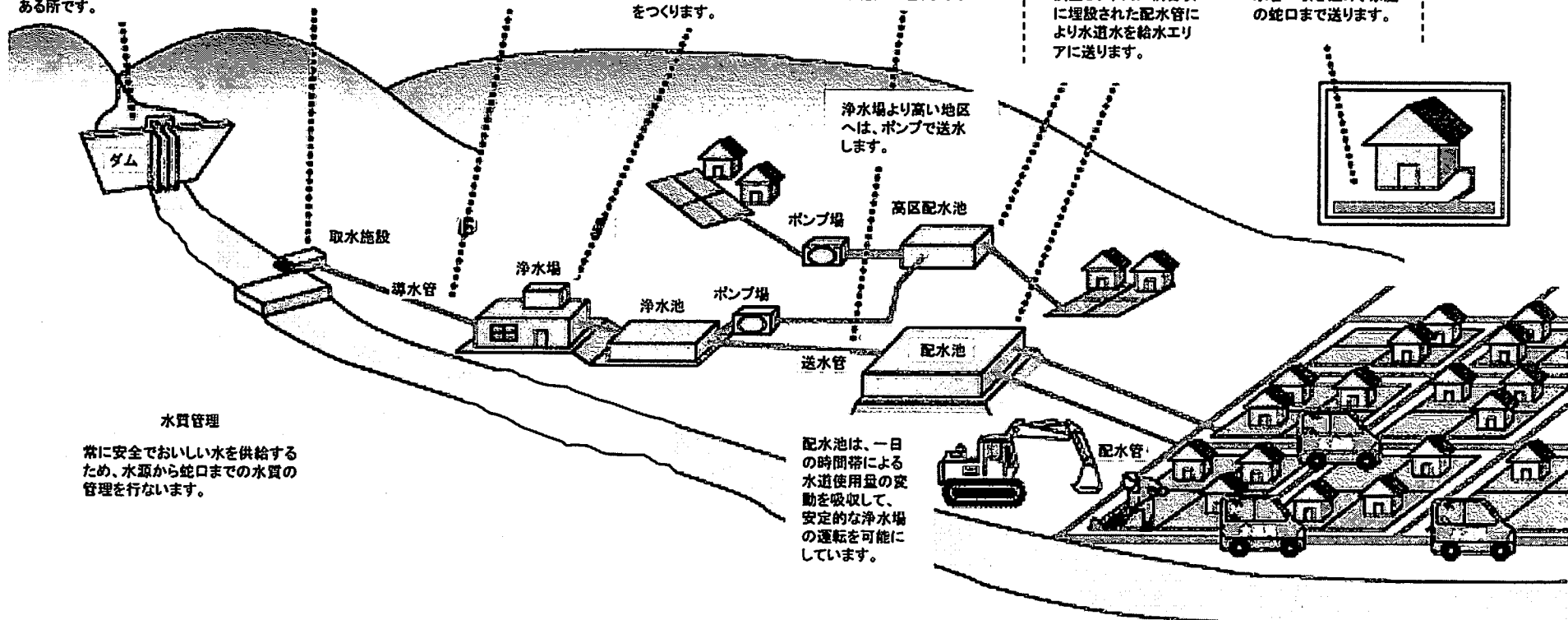
導水
取水した原水を浄水場に送ります。

浄水
原水を処理して安心して飲むことのできる水をつくります。

送水
浄水を配水池などの配水施設に送ります。

配水
配水池で水量・水圧を調整し、市内に網目状に埋設された配水管により水道水を給水エリアに送ります。

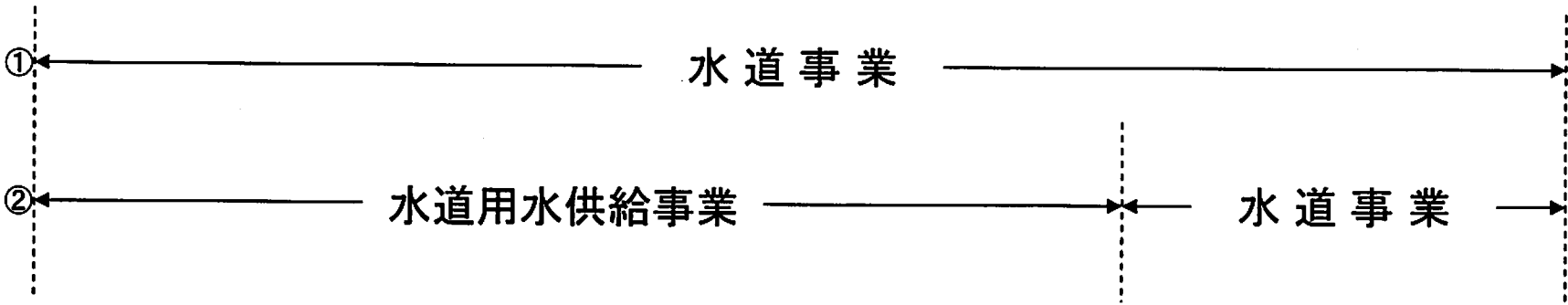
給水
水道水を配水管から給水管へ引き込み、家庭の蛇口まで送ります。



水質管理

常に安全でおいしい水を供給するため、水源から蛇口までの水質の管理を行います。

配水池は、一日の時間帯による水道使用量の変動を吸収して、安定的な浄水場の運転を可能にしています。



道内の水道事業者等

1 水道事業者

(H17年度末現在 単位:人)

	事業者名等	行政区域内総人口	現在給水人口	給水人口の割合
国 管	函館市	294,694	277,444	74%
	岩見沢市	93,570	89,153	
	小樽市	141,605	141,807	
	室蘭市	98,686	98,456	
	稚内市	41,541	41,004	
	釧路市	193,610	183,278	
	札幌市	1,869,180	1,873,794	
	旭川市	358,811	330,550	
	苫小牧市	173,216	171,348	
	北見市	128,499	114,166	
	中空知広域水道企業団 (滝川市、砂川市、歌志内市、 奈井江町)	77,535	76,589	
	帯広市	170,893	166,679	
	千歳市	91,668	90,790	
	江別市	123,547	123,077	
	三笠市	12,020	11,979	
	登別市	53,622	52,672	
	恵庭市	67,594	67,182	
	北広島市	60,834	59,883	
	石狩市	61,347	56,569	
小計	4,112,472	4,026,420		
道 管 轄	上水道	1,517,498	1,006,736	(18%)
	簡易水道		407,035	(7%)
	専用水道		33,861	(1%)
	小計	1,517,498	1,447,632	26%
道内水道事業者合計		5,629,970	5,474,052	

(注:上水道普及率(道内97.2%)の都合、総人口と給水人口が合致しない)

2 国所管水道用水供給事業者

	事業者名	給水対象市町村名
国 所 管	桂沢水道企業団	岩見沢市、美唄市、三笠市
	石狩東部 広域水道企業団	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、由仁町、 長幌上水道企業団(長沼町、南幌町)
	十勝中部 広域水道企業団	帯広市、音更町、幕別町、芽室町、池田町、中札内村、 更別村
	石狩西部 広域水道企業団	札幌市、小樽市、石狩市、当別町
道 所 管	北空知 広域水道企業団	深川市、沼田町、秩父別町、北竜町、妹背牛町

水道法に基づく監督権限の移譲 <新旧対照表>

区分	現 行	権 限 移 譲 後																																																							
イメージ図	<p>【水道事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画給水人口</td> <td>5万人を超える事業</td> <td>5万人以下の事業</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>19事業者</td> <td>81事業者</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>約403万人</td> <td>約101万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>簡易水道 約40万人 専用水道 約3万人</p> <p>【水道用水供給事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一日最大給水量</td> <td>25,000m³を超える事業</td> <td>25,000m³以下の事業</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>4事業者</td> <td>1事業者</td> </tr> </tbody> </table>	基準	国	道	計画給水人口	5万人を超える事業	5万人以下の事業	事業者数	19事業者	81事業者	給水人口	約403万人	約101万人	基準	国	道	一日最大給水量	25,000m ³ を超える事業	25,000m ³ 以下の事業	事業者数	4事業者	1事業者	<p>【水道事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>道内すべての水道事業</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>100事業者</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>約504万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>簡易水道 約40万人 専用水道 約3万人</p> <p>【水道用水供給事業】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>道内すべての水道用水供給事業</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>5事業者</td> </tr> </tbody> </table>	基準	道	なし	道内すべての水道事業	事業者数	100事業者	給水人口	約504万人	基準	道	なし	道内すべての水道用水供給事業	事業者数	5事業者																				
基準	国	道																																																							
計画給水人口	5万人を超える事業	5万人以下の事業																																																							
事業者数	19事業者	81事業者																																																							
給水人口	約403万人	約101万人																																																							
基準	国	道																																																							
一日最大給水量	25,000m ³ を超える事業	25,000m ³ 以下の事業																																																							
事業者数	4事業者	1事業者																																																							
基準	道																																																								
なし	道内すべての水道事業																																																								
事業者数	100事業者																																																								
給水人口	約504万人																																																								
基準	道																																																								
なし	道内すべての水道用水供給事業																																																								
事業者数	5事業者																																																								
指導・監督体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制</td> <td>道内に出先機関なし</td> <td>保健所(26カ所)</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>概ね5年に1回</td> <td>概ね年1回</td> </tr> <tr> <td>許認可の変更</td> <td>国に出向き調整</td> <td>保健所経由で道へ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	国	道	体制	道内に出先機関なし	保健所(26カ所)	立入検査	概ね5年に1回	概ね年1回	許認可の変更	国に出向き調整	保健所経由で道へ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制</td> <td>保健所(26カ所)</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>概ね年1回</td> </tr> <tr> <td>許認可の変更</td> <td>保健所経由で道へ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	道	体制	保健所(26カ所)	立入検査	概ね年1回	許認可の変更	保健所経由で道へ																																			
項目	国	道																																																							
体制	道内に出先機関なし	保健所(26カ所)																																																							
立入検査	概ね5年に1回	概ね年1回																																																							
許認可の変更	国に出向き調整	保健所経由で道へ																																																							
項目	道																																																								
体制	保健所(26カ所)																																																								
立入検査	概ね年1回																																																								
許認可の変更	保健所経由で道へ																																																								
権限の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・事業(変更)認可等</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>・事業の休(廃)止許可(届出)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>・給水開始前の届出及び検査</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>・供給規程 (料金変更届出、条件変更届出)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>・業務委託届出</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>・認可取消</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>・改善指示等</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>・給水停止命令</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>・供給条件の変更認可申請命令</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>・報告の徴収及び立入検査 など</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	項目	国	道	・事業(変更)認可等	○	○	・事業の休(廃)止許可(届出)	○	○	・給水開始前の届出及び検査	○	○	・供給規程 (料金変更届出、条件変更届出)	○	○	・業務委託届出	○	○	・認可取消	○	○	・改善指示等	○	○	・給水停止命令	○	○	・供給条件の変更認可申請命令	○	○	・報告の徴収及び立入検査 など	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・事業(変更)認可等</td><td>○</td></tr> <tr><td>・事業の休(廃)止許可(届出)</td><td>○</td></tr> <tr><td>・給水開始前の届出及び検査</td><td>○</td></tr> <tr><td>・供給規程 (料金変更届出、条件変更届出)</td><td>○</td></tr> <tr><td>・業務委託届出</td><td>○</td></tr> <tr><td>・認可取消</td><td>○</td></tr> <tr><td>・改善指示等</td><td>○</td></tr> <tr><td>・給水停止命令</td><td>○</td></tr> <tr><td>・供給条件の変更認可申請命令</td><td>○</td></tr> <tr><td>・報告の徴収及び立入検査 など</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	項目	道	・事業(変更)認可等	○	・事業の休(廃)止許可(届出)	○	・給水開始前の届出及び検査	○	・供給規程 (料金変更届出、条件変更届出)	○	・業務委託届出	○	・認可取消	○	・改善指示等	○	・給水停止命令	○	・供給条件の変更認可申請命令	○	・報告の徴収及び立入検査 など	○
項目	国	道																																																							
・事業(変更)認可等	○	○																																																							
・事業の休(廃)止許可(届出)	○	○																																																							
・給水開始前の届出及び検査	○	○																																																							
・供給規程 (料金変更届出、条件変更届出)	○	○																																																							
・業務委託届出	○	○																																																							
・認可取消	○	○																																																							
・改善指示等	○	○																																																							
・給水停止命令	○	○																																																							
・供給条件の変更認可申請命令	○	○																																																							
・報告の徴収及び立入検査 など	○	○																																																							
項目	道																																																								
・事業(変更)認可等	○																																																								
・事業の休(廃)止許可(届出)	○																																																								
・給水開始前の届出及び検査	○																																																								
・供給規程 (料金変更届出、条件変更届出)	○																																																								
・業務委託届出	○																																																								
・認可取消	○																																																								
・改善指示等	○																																																								
・給水停止命令	○																																																								
・供給条件の変更認可申請命令	○																																																								
・報告の徴収及び立入検査 など	○																																																								
法令制度 (財 源)	<p>○水道事業・水道用水供給事業の認可・指導監督権限は、人口要件や給水量要件により、規模等に応じ、国と道に分担されている(水道法施行令 § 14)。</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○水道事業・水道用水供給事業における人口要件及び給水量要件を廃止し、道内水道事業等に対する認可・指導監督権限については、すべて道が行うこととする(水道法施行令 § 14)。</p> <hr/> <p>【財源移譲】</p> <p>○ 国において、現に実施している道内水道事業者等に対する権限と指導に係る経費(事務費・人件費)について、交付金として財源移譲を求める。</p>																																																							

○ 水道法施行令（昭和三十二年十二月十二日政令第三百三十六号）（抄）

（都道府県の処理する事務）

第十四条 水道事業（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下この条において「河川」という。）の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下この条において「特定水源水道事業」という。）であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項並びに第四十二条第一項及び第三項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

2 一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第二十六条、第二十九条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十一条において準用する第十一条、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

3～7 （略）



【水道法（昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号）関係条文】

条 項	内 容
法第6条第1項 法第26条	事業の認可
法第7条第1項及び第3項 法第27条第1項及び第3項	認可の申請
法第9条第1項 法第29条	附款
法第10条第1項及び第3項 法第30条第1項及び第3項	事業の変更
法第11条	事業の休止及び廃止
法第13条第1項	給水開始前の届出及び検査
法第14条第5項及び第6項	供給規程
法第24条の3第2項	業務の委託
法第35条	認可の取消し
法第36条第1項及び第2項	改善の指示等
法第37条	給水停止命令
法第38条	供給条件の変更
法第39条第1項	報告の徴収及び立入検査
法第42条第1項及び第3項	地方公共団体による買収